

# 相 談 事 例

ID： 07-02-007

## 相談タイトル

### 解体工事に関する業者の対応について

#### Q：ご相談内容

解体工事の契約を行い、物置とプレハブの解体工事を実施した。解体に伴う廃棄物を実家から徒歩圏内にある「借地」に業者が置いたまま片付けず、残置物の中にはアスベストも含まれている。廃棄物の撤去を要求したところ、4トントラックで大半は搬出したが、まだ残置物が残っていてアスベストも含まれている。解体工事に不足金が発生したとのことで、追加の明細書（数項目で全て一式表示で金額が入っているもの）を送ってきた。母屋のリフォーム工事と同じ業者と別途契約を結んだが、このような対応なので解約したい。残置物があるのが借地であり、気がかりで仕方なく早く撤去してもらいたい。

#### A：回答

産業廃棄物（建築廃材）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）で、適正な処理が規定されています。また、アスベストが含まれた建築廃材もあるとのことだと、特別管理に該当するものであれば、排出作業についてより一層厳格な作業や処理が規定されています。産業廃棄物の処理という点については、借地にある残置物の早期の処理と併せ、廃掃法という法律で規定されている内容について、その説明を業者に求め、必要により管理表（マニフェスト）の確認をするなど、適正な処理がされているか十分に説明を受けて下さい。

なお、事業者側で説明等十分な対応が見られない場合は、行政の窓口（廃棄物対策の部署）に、相談を試みるのも一つの方法です。

契約関係の内容については、提出された追加の明細書が、全て一式表示で数量や単価が不詳なのであれば、より細かい内容・内訳で、数量や単価がわかる形での提出を求めて下さい。金額の多寡については、可能であれば、他の業者に内訳を見てもらい、適正な内容であるかの確認を試みて下さい。